

「東京都食品安全推進計画（案）」に関する意見を提出

現行の「東京都食品安全推進計画」が今年度をもって終了するため、東京都は、東京都食品安全審議会の答申を踏まえて新たな計画案（平成 27～32 年度）を取りまとめ、広く意見を募集しましたので、東京都生協連は 1 月 9 日、下記の意見を提出しました。

2015 年 1 月 9 日

東京都福祉保健局
健康安全部食品監視課 御中

「東京都食品安全推進計画（案）」に関する意見

東京都生活協同組合連合会

食品安全行政の充実に取り組んでおられることに心から敬意を表します。
標記の東京都食品安全推進計画（案）について、当会の意見を述べます。

1. 「施策の柱 1 国際基準等を見据えた事業者による安全確保の推進」ならびに「基本施策 3 国際基準である HACCP 導入支援」について

P 2 食品安全条例 三つ基本理念において事業者の責務として「自主的衛生管理の推進」、「危害の発生又は拡大防止への的確かつ迅速な対応」など 5 点述べられておりますが施策の柱 1 との整合が弱いと考えます。三つの基本理念で事業者の責務に関して具体的な記述ですが、施策の柱 1 ではグローバルスタンダードにそった取り組みだけでは不十分と考えます。

昨今、消費者の食の安全や安心を脅かす事故・事件—中国製冷凍ぎょうぎ事件、アクリフーズの農薬混入事件、浜松市で学校給食のパンを原因とするノロウイルスによる食中毒、食材偽装—が跡を絶ちません。このような事故・事件等を見るならば、HACCP 取得企業である雪印集団食中毒事件^{注 1}で見られるように HACCP の導入だけでは万能ではありません。HACCP 導入支援に加えて食品事業者のレベルアップに力を注ぐべきと考えます。

注 1) 2000 年に発生した雪印乳業が大規模な黄色ブドウ球菌のエンテロトキシン（嘔吐等胃腸症状をおこす毒素）による食中毒事件

2. 「基本施策 4 食品衛生推進員制度の活用」、「基本施策 5 食品衛生自治指導員制度への支援」、「基本施策 6 卸売市場内での安全・品質管理者の活用」について

上記 1 で述べた、地に足のついた食品事業者のレベルアップに力を注ぐものとして、基本施策 4、5、6 を支持いたします。用語説明を読む限りで「食品衛生推進員制度、食品

衛生自治指導員制度、安全・品質管理者の活用」等が機能しているか判断付きかねますので丁寧な記述を望みます。

3. 基本施策 2 3 「健康食品」対策 について

推進計画 施策の柱2「情報収集や調査、監視指導等に基づく安全対策の推進」及び2 3「健康食品」対策 を評価いたします。食品は子どもから高齢者、アレルギー体質の人など全ての人が対象となるものなので、消費者への「健康食品」の知識啓発、消費者参加型の監視や通報制度、事業者への広告・販売方法等の監視強化を望みます。

4. 基本施策 3 2 食品の安全に関するリスクコミュニケーションの推進 について

前「食品安全基本計画」では「食に関するリスクコミュニケーションの充実」でしたが今回「食品の安全に関するリスクコミュニケーションの推進」に変更となっておりますが、具体的な取り組みとして「食の安全都民フォーラム」を考慮するならば、前「食品安全基本計画」の表現が適切と考えます。

基本施策 3 2の具体的な記述として「食の安全都民フォーラムなど」とありますが、前「食品安全推進計画」では、都民フォーラムの他に「わかりやすい情報の提供（ホームページ等）」の記述がありました。数回都民フォーラムに参加しておりますが、このイベントでリスクコミュニケーションが図れるとは思えません。「など」の部分の記述を充実すべきと考えます。

5. 基本施策 3 4 食品の安全に関する食育の推進、3 5 都民の自主的な学習に対する支援 について

基本施策 3 4、3 5で「食品の安全」をテーマとした食育と自主的な学習について記述されております。食品安全推進計画の性格上「安全」に力点を置くことは適切かとは思いますが「食べることの大切さ・楽しさ」を伝える食育イベントや食育の普及に向けてこれまで以上に力を注ぐことを要望いたします。

以上